

平成27年(ワ)第13562号 福島被ばく損害賠償請求事件

原告 井戸川克隆

被告 国外1名

代理人意見陳述

平成27年11月19日

東京地方裁判所民事第50部合ろ係 御中

原告訴訟代理人弁護士 宇都宮健児 外



第1 はじめに

被告である国と東電は、今回、福島第一原子力発電所で事故が起こるのを防げませんでした。原告は、国と東電にはそのことに対する過失責任があり、その一つには津波対策に不備があったと考えています。その津波対策に不備があったという過失の前提として、国や東電が、事故当時、津波を予見できたということについて、原告の意見を述べます。

第2 予見可能性の対象

まず、今回の事故の原因は、交流電源喪失による過酷事故(シビアアクシデント)でした。原告は、被告である国や東電は、過酷事故の発生を防ぐために、全交流電源喪失を生じさせる程度の地震とこれに伴って発生する津波の発生を予見すべきだったと主張します。そしてその「全交流電源喪失を生じさせる程度の地震に伴って発生する津波」とは、福島第一原発が冷却水として利用する海の水面からの高さから10m程度を上回る津波だと主張します。

どうして、10m程度という数字が出てくるのでしょうか。

これを説明する前に、O.P.という用語について説明します。O.P.とは、要するに、小名浜港の水位を基準にしてどれだけの高さになるかという数値です。

福島第一原発では、1号機から4号機は、その敷地高がO.P.+10mに設定されており、主要建屋エリアと、その全交流電源喪失を回避するための主要設備は、ことごとく、O.P.+10m程度かそれ以下に設置されていました。

そのため、O.P.+10m程度を超える津波が起きれば、対策を取っておか

ない限り、全交流電源喪失に陥り、過酷事故が発生します。

そのため、もし、国や東電がO. P. +10m程度を超える程度の津波の到来を予見できたのであれば、国と東電は、原発に過酷事故が起こるのを回避するために、その津波が原子炉施設にどのような影響を及ぼしうるかを検討し、万が一にも事故が起きないようにあらかじめ原子炉施設の安全対策を施すべき義務があります。

そして、そういう義務があったにもかかわらず、国や東電が津波対策を怠って事故を起こしたのであれば、国と東電は、本件事故による原告の損害を賠償するべき、ということになります。

そのため、原告は、国と東電がO. P. +10m程度を超える津波を予見できたのであれば、過失責任を負わなければならないと主張しています。

第3 津波に関する知見の進展

1 はじめに

では、国と東電は、事故当時、O. P. +10m程度の津波の発生を予見することができたのでしょうか。

国と東電は、平成14年7月か、せいぜい平成18年には、福島原発をO. P. +10mの津波が襲う可能性があることを知っていた、少なくともすることができました。

2 平成14年時点での知見

まず、平成14年ころまでには、福島沖で想定される津波についての知識や見識が十分に得られていました。平成5年の北海道南西沖地震津波の発生により、想定外の津波がありうるということがわかっていました。実際に、平成9年ころ国土庁・農林水産省構造改善局・農林水産省水産庁・運輸省・気象庁・建設省・消防庁が作成したいわゆる「7省庁手引き」並びに農林水産省構造改善局、水産庁、運輸省港湾局、建設省河川局が作成したいわゆる「4省庁報告書」には、プレート境界において地震地体構造上考えられる最大規模の地震津波をも検討対象として例示していました。さらに、平成14年に発表された文部科学省の委員会の発表した「長期評価」では、日本海溝側で地震が発生する可能性があることが指摘されました。これらの書類には、福島第一源生圧にO. P. +10mの津波を生じさせる可能性を認識しうるだけの情報が含まれていまし

た。

また、福島県沖で西暦869年に発生した貞観津波について、これがM8を超過する巨大地震によってもたらされていることや、津波堆積物が広範囲で確認できることなどから、その地震が連動型地震であることやその波源域が福島沖まで及んでいたこと等が指摘されていました。

これらのことからすれば、平成14年7月において、被告国や東電がO. P + 1.0 m程度の津波の発生を予見することは十分に可能でした。

3 平成18年ころまでの知見

平成14年以降にも、地震に関する知見は深められました。

平成15年に発表された阿部勝征氏の論文で、明治三陸沖地震が、長期評価策定時の想定を大幅に上回るM8.6からM9.0であるとの推定が指摘されました。先に述べた通り、長期評価は、明治三陸沖地震と同様の津波が、日本海溝付近のどこでも発生しうるとしていました。この阿部論文と長期評価を踏まえ安全側に立って津波高を想定すれば、明治三陸沖地震と同規模の、最大遡上高約38Mの津波が福島原発を襲う可能性を、東電は十分想定できました。

さらに、当時の地震等に関する学会では「古いプレートでは地震は起きにくい」ということが言われて、福島沖では巨大地震が発生しにくい論拠と言われていましたが、平成16年に発生したスマトラ沖地震でこの見解も見直されました。

加えて、貞観津波についても海底調査や堆積物調査が進み、佐竹健治らによりシミュレーションが進められました。そのシミュレーション結果を記した論文を踏まえ、被告である東電は、貞観地震規模の地震を想定し、津波の高さの試算を行っています。

4 小括

これまで述べたことを踏まえれば、被告である国と東電が、平成14年7月頃の時点において、またはどんなに遅くとも平成18年の時点で、福島第一原発をO. P + 1.0 mを超過する津波が襲来しうること、かかる津波が襲来すれば電動機等の機能喪失により全交流電源喪失に至り過酷事故が起きうることについて、十分認識し得たことは明らかでした。

第4 被告らの予見可能性

1 上記の津波に関する知見の進展を把握した上で、実は、以下のような検討を内部では行っていました。しかし費用の問題等から、その検討結果を原発の安全対策には全く活かしてきませんでした。

先ほども述べた通り、国土庁・農林水産省構造改善局・農林水産省水産庁・運輸省・気象庁・建設省・消防庁が作成したいわゆる「7省庁手引き」並びに農林水産省構造改善局、水産庁、運輸省港湾局、建設省河川局が作成したいわゆる「4省庁報告書」は、国が自ら作成した書面です。

さらに、被告である東電が加入している電事連は、平成12年2月に自ら想定津波の原子力発電所への影響につき試算を行っており、福島第一原発は、O.P. + 5.9 ~ 6.2 mで海水ポンプモーターが止まり、冷却機能に影響が出るということがわかっていました。

2 長期評価について

さらに、平成20年2月頃、被告である東電は、平成14年の長期評価に基づいて有識者に質問し、「福島県沖海溝沿いで大地震が発生することは否定できないので、波源として考慮すべきであると考え。」と回答されています。そこで、被告東京電力は、平成20年5月頃に、明治三陸沖の波源モデルを福島沖の日本海溝沿いに置いて試算しました。その結果、福島第一原発2号機付近で津波水位 O.P. + 9.3 m、福島第一原発5号機付近で津波水位 O.P. + 10.2 m、敷地南部で浸水高 O.P. + 15.7 m との想定波高の数値を得ています。これは、平成14年の「長期評価」は、この平成14年の時点で、福島第一原発を浸水させる O.P. + 10 m以上の津波を発生させる地震津波を予見するのに十分な知見が集積されていたことを示しています。

また、被告国は、長期評価において、福島第一原発の沖合を含む日本海溝沿いで、M8クラスの津波地震が30年以内に20%程度の確率で発生すると自ら予測していました。このことからすれば、被告国もまた、独自に、あるいは被告東京電力に試算結果の提出を指示する等して、長期評価を公表した平成14年の段階で、O.P. + 10 m以上の津波を発生させる地震が起きることを予見することができたといえます。

3 福島沖の日本海溝でも津波地震が起きるとのアンケート回答

そのほか、平成16年には、土木学会の津波評価部会は、地震学者5人に

アンケートをし、「津波地震は（福島沖を含む）どこでも起きる」とする方が、「福島沖は起きない」とする判断より有力だという結果を得ました。被告東京電力はこの委員会に委員を出していましたが、当然、平成16年当時に上記結果を認識していました。

4 マイアミ論文

加えて、被告東京電力は、平成18年7月、マイアミで開催された国際会議において、いわゆる「マイアミ論文」を発表しています。この論文の中で、被告東電は、不確かさを考慮すれば、津波高さが設計津波高さを超過する可能性が常にあることを認めました。その上で、被告東京電力は、福島第一原発が被る可能性のある津波につき、被告東京電力は、三陸沖北部から房総沖の海溝寄りのプレート間大地震について、この「系列はいずれも似通った沈み込み状態に沿って位置しているため、日本海溝沿いの全ての」この「系列において津波地震が発生すると仮定してもよいのかもしれない」と述べています

なお、被告東京電力は、結論としてはアンケート結果を踏まえて消極的なものでした、しかし、アンケートをとった者の所属を踏まえると、この結果は信用できるものではありません。

なお、被告東京電力がマイアミ論文を発表した会議が国際会議であることや、その講演者や内容を踏まえても、被告国がこれを把握していないということはあり得ません。被告東京電力が発表したマイアミ論文の内容は、被告国についても当然に認識していました。

5 2006（平成18）年溢水勉強会～想定を超える津波による全電源喪失の認識

さらに、国は、平成18年1月、被告国（ここでは原子力安全・保安院）と原子力規制委員会と被告東京電力ら電力事業者は、溢水勉強会を立ちあげました。その第3回溢水勉強会において、被告である国と東電は、代表的プラントとして選定された福島第一原発5号機について、O.P. + 10mの津波水位が長時間継続すると仮定した場合、非常用海水ポンプが使用不能となることや、O.P. + 14mの津波水位が長時間継続すると仮定した場合、建屋入口から海水が流入し、電源が喪失し、それに伴い原子炉の安全停止に関わる電

動機等が機能を喪失することが報告されていました。

さらに、溢水勉強会では、平成19年4月の文書で、被告東京電力から、タービン建屋大物搬入口、サービス建屋入口については水密性の扉ではないこと等の報告がなされました。その上、仮に海水面が上昇し電動機レベルまで到達すれば、1分程度で電動機が機能を喪失するとの説明がなされたことを確認しました。

これによって、被告東電も被告国も、想定外津波によって全電源喪失に至ることを被告東京電力および被告国が共通して認識したといえます。

7 被告らの予見可能性のまとめ

以上述べてきたことをふまえば、被告国と被告東電は、平成14年7月か遅くとも、2006(平成18)年5月頃の時点では、福島第一原発に0.P.+10メートルを超過する津波が到来する可能性を認識できたといえます

以上